

## 菓子製造業務従事証明書（第6号様式）作成時の注意事項

1 菓子製造業務従事証明書は、受験者氏名から全て証明者が記入のうえ押印してください。受験者は、記入・訂正できません。

2 菓子製造業の範囲について

製菓衛生師法第2条に規定する「菓子製造業（菓子を製造する営業で食品衛生法第55条第1項の許可を受けて営むもの）」の範囲は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むものまたは同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「整備政令」という。）附則第2条第1項による経過措置期間においては、整備政令による改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業を営むものとする。

3 菓子製造業に従事した者であることの確認について

製菓衛生師試験の受験資格のうち菓子製造業に従事した者であることの確認に当たり、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の施設で従事している場合は、該当の施設の営業許可の内容からは菓子製造業を行っているかどうかの判断ができないことがあるが、従事証明書等に記載されている従業務の内容により菓子製造業務に従事していることが確認できれば菓子製造業に従事した者として認める。

4 証明者は、原則として次の申請者（以下「営業許可申請者」という。）です。

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第11号（菓子製造業）、同条第26号（複合型そうざい製造業）または同条第28号（複合型冷凍食品製造業）に掲げる営業の営業許可

※ 菓子製造業務従事証明書には、受験者が勤務していた施設の初回許可年月日の記入が必要になります。

また、従事期間の開始日は、許可年月日以後であることが必要ですのでご注意ください。

※ 証明者は、原則として営業許可申請者となりますのでご注意ください。

5 令和6年度製菓衛生師試験実施要領に記載されている受験資格をご確認いただいたうえで、菓子製造業務従事証明書を作成してください。

6 従事期間については、菓子製造業務従事証明書の証明日現在で2年以上（1 受験資格(3)の場合においては3年以上）が必要です。

7 正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に菓子製造業務に従事している場合は、職歴として認められます。

8 接客業務や配達業務は、職歴として認められません。

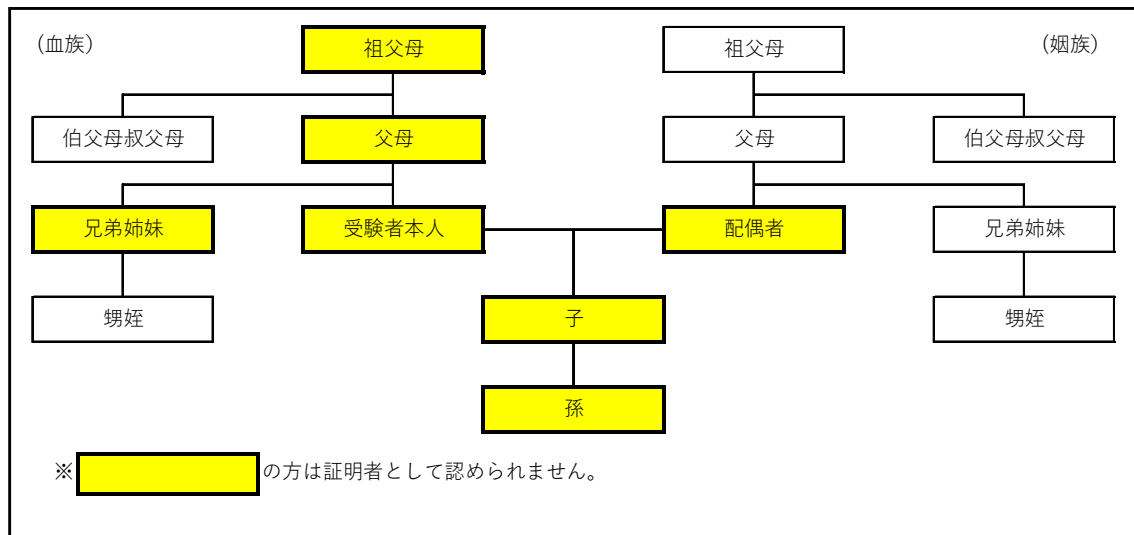
9 高校在学期間中の従事期間は、職歴として認められません。（定時制・通信制の場合は認められます。）

10 原則として営業許可申請者による証明が必要となります。

また、次の場合は第三者（同業種の施設の代表者（以下「同業種証明者」という。）または食品衛生協会等菓子製造に関する所属団体の長）による証明が必要です。

(1) 施設長が受験者本人、配偶者もしくは二親等以内の血族の関係にある場合（次の図を参照）

(2) 勤務していた店舗や施設が廃業になり、証明が得られない場合



※ 同業種証明者は、受験者の従事期間に営業していることが必要です。

※ 証明できる者がいない場合は、改めて菓子製造の業務に従事する必要があります。

11 異なる期間に2か所以上の施設（支店等を含む。）で菓子製造業務に従事した場合は、施設ごとに菓子製造業務従事証明書が必要です。（「菓子製造業務従事証明書」を必要枚数コピーまたはホームページから印刷して使用してください。）

12 受験資格の審査のために必要がある場合は、証明者等に直接確認を行うことや、菓子製造業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求められます。

13 受験者が従事した施設の営業許可証の写し（コピー）を提出いただくと、菓子製造業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求められます。

※ 営業許可証等の写しは、許可年月日（受験者が従事していた期間を満たすもの）、施設名、施設住所、許可保健所、許可番号、申請者のわかる面のコピーを提出してください。

※ 勤務していた店舗や施設が廃業になり添付できない場合において、当該施設の許可が確認できない場合は、受験資格が認められません。

14（該当する場合のみ） 10の同業種証明者により第三者証明をする場合、同業種証明者の営業許可証等の写し（コピー）を提出いただくと、菓子製造業務従事の事実を確認できる追加資料及び証明書等の提出を求められます。

※ 同業種証明者は、受験者の従事期間に営業していることが必要です。また、廃業している場合は証明できません。


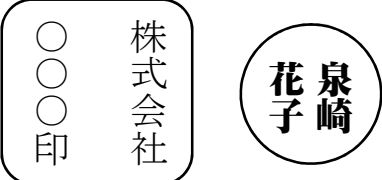
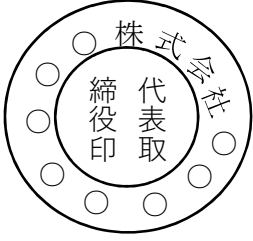
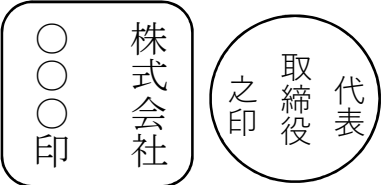


※ 営業許可証等の写しは、許可年月日（受験者が従事していた期間を満たすもの）、施設名、施設住所、許可保健所、許可番号、申請者のわかる面のコピーを提出してください。

- 15 提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。
- 16 記入する際は黒のボールペン（消えるボールペンは不可）を使用してください。（菓子製造業務従事証明書の用紙に印字可。）
- 17 内容を訂正する場合は、必ず訂正箇所にも二重線を引き、証明印と同じ印を押印したうえで訂正してください。  
修正液等の使用、訂正印のないもの、捨て印による訂正は認められません。
- 18 証明者が受験者と同姓であるが、二親等以内の血族に該当しない場合は、下の余白に、受験者との続柄・関係を具体的に記入してください。（法人代表者が、同姓である場合も含む。）  
（例）「受験者は孫の配偶者です。」「受験者と血縁関係はありません。」「証明者は、受験者の二親等以内の血族ではありません。」等





## <証明者の印について>

- 1 個人が証明する場合（個人事業主等が証明する場合）  
市区町村に登録されている実印を押印してください。  
  
（例） 個人経営の菓子製造業許可施設
- 2 法人代表者が証明する場合（代表取締役社長等または所属団体の長が証明する場合）  
法人名と役職名の入った職印または登記された印鑑を押印してください。  
なお、社印、組合印等のみでの証明は認められません。  
  
（例） 株式会社、有限会社、事業組合  
  
※ 何らかの理由（本社が遠隔地になる等）により職印が使用できない場合は法人印と代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印による証明も可能としますが、その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記してください。
- 3 第三者（同業種証明者または菓子製造に関する所属団体の長）による証明の場合
  - (1) 同業種証明者の場合  
上述「1 個人が証明する場合」および「2 法人代表者が証明する場合」と同様です。
  - (2) 菓子製造に関する所属団体の長の場合  
団体名と役職名の入った長の印鑑（職印）を押印してください。社印、組合印等のみでの証明は認められません。

【認められる印の例】

			
<p>法人登記された印鑑を用いる場合</p>	<p>何らかの理由(本社が遠隔地になる等)により職印が使用できない場合は、「法人印」と「代表取締役または理事長もしくは支店等責任者の私印」を併せて押印してください。その場合は当該証明者の役職名および氏名を明記してください。</p>		
			
<p>法人の代表者が証明する場合で、法人名と役職名の入った職印</p>	<p>役職印が役職名のみの場合は、社印、学校印、組合印等を併せて押印してください。</p>	<p>菓子製造に関する所属団体の長による証明の場合</p>	

【認められない印の例】

			
<p>社印、学校印、組合印のみ</p>			<p>ゴム印</p>

!

菓子製造業務従事証明書は証明者が記入するもので、受験者は記入・訂正することができません。訂正する場合は訂正箇所二重線を引き、その上に証明印と同じ印鑑を押印してください。

【記入例】

従事者氏名は、住民票や戸籍に記載された文字（旧字体の場合は、旧字体のまま）を記入してください。

受験者が勤務している（していた）施設の名称を記入してください。

受験者が勤務している（していた）施設の所在地を記入してください。

従事期間は証明書の証明日まで2年以上（受験資格(3)の場合は3年以上）ある必要があります。現在も従事している場合は、証明日を記入してください。従事期間に休業、休職等の期間がある場合は、除算期間に記入してください。

記載例の場合

従事期間：2年5か月 除算期間：2か月  
合計 2年3か月

パート、アルバイト、経営者、役員等にあつては、菓子製造業務に従事する勤務が週4日以上かつ1日6時間以上の勤務（実働）であることが必要です。勤務日数及び時間は平均ではなく基本の勤務形態を記入してください。

「4日/週」とは1週間当たり4日勤務していることです。「6時間/日」とは、1日当たり6時間勤務（休憩時間を除く）していることです。

証明者が受験者と同姓であるが、二親等以内の血族に該当しない場合は、受験者との続柄・関係を具体的に記入してください。（法人代表者が、同姓である場合も含む。）  
(例)「証明者は、受験者の義父である。」「証明者は、受験者の親族ではありません。」等

受験者が勤務していた施設の初回許可年月日の記入が必要になります。また、「5 従事期間」の開始日は、許可年月日以降であることが必要ですのでご注意ください。  
複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものについては、令和3年6月1日以後の許可年月日が、従事期間の開始日となります。

廃業している場合は「廃業年月日」の記入が必要です。

証明書に押印する印鑑は、原則として営業許可申請者の個人印または法人の長の職印です。

(法人印のみでの証明は認められません。)  
・ 営業許可申請者および第三者証明者が個人である場合は、市区町村に登録されている実印を押印してください。

・ 営業許可申請者および第三者証明者が法人である場合は、法人代表者の法人名と役職名の入った職印または登記された印鑑を押印してください。

従事期間の終期は、証明日以前です。証明日は、受験年度の実施要領配布開始日から出願期限以内であることが必要です。

6 証明者 「施設名」欄は  
法人の場合：法人名（営業許可証の営業者氏名）  
個人の場合：営業所の名称

従事証明者の氏名や施設名が、旧字体の場合は、旧字体のまま記入してください。



菓子製造業務従事証明書

第6号様式（第7条関係）

氏名 (受験者)	沖瀧 花子	生年 月日	昭和 43年 3月 4日
当該従事者が、次のとおり菓子製造の業務に従事したことを証明します。			
1 従事施設名	沖縄県菓子店		
2 従事施設所在地	〒900-0000 那覇市泉崎8丁目9番10号		
3 電話番号	(098) 888-9999		
4 営業許可施設の種類	営業許可の種類（該当する口にレ点を記入） <input checked="" type="checkbox"/> 菓子製造業 <input type="checkbox"/> 複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの <input type="checkbox"/> 複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもの 許可年月日 平成30年 4月 1日		
5 従事期間	昭和 43年 3月 7日 1日 から 平成 30年 3月 31日 まで 合計 2年 3か月 (除算期間：2か月) 勤務形態がパート、アルバイト等にあつては勤務日数及び時間を記入すること。 4日/週、7時間/日		
6 証明日	令和 6年 3月 2日	施設名	株式会社 沖瀧
7 証明者	住所	電話番号	氏名
	沖縄県那覇市泉崎10丁目1番12号	098-890-1112	沖瀧 一郎
	役職	代表取締役	
			表印又は職印

「受験者は、孫の配偶者です。」「受験者と血縁はありません。」



## 菓子製造業務従事証明書

従事者 (受験者)	氏名		生 年 月 日	昭和 平成 令和 (西暦)	年	月	日
--------------	----	--	------------------	------------------------	---	---	---

当該従事者が、次のとおり菓子製造の業務に従事したことを証明します。

1 従事施設名							
2 従事施設所在地	〒 都道府県						
3 電話番号	( ) -						
4 営業許可施設の 種類	営業許可の種類（該当する□にレ点を記入）						
	<input type="checkbox"/> 菓子製造業 <input type="checkbox"/> 複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの <input type="checkbox"/> 複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもの						
	許可年月日 年 月 日						
	廃業年月日（廃業施設のみ） 年 月 日						
	許可保健所						
許可番号（廃業施設は空欄可）							
5 従事期間	昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで						
	合計 年 か月（除算期間： 年 か月）						
	勤務形態がパート、アルバイト等にあつては勤務日数及び時間を記入すること。 日／週、 時間／日						

6 証明日	令和 年 月 日						
7 証明者	施設名						8 実印又は職印
	住所						
	電話番号						
	役職				氏名		